**中小企業信用保険法第２条第５項第４号の認定を申請される方へ**

この認定を得ることによって、信用保証協会の別枠を申請することができます。

認定の申請に際しましては、申請書を提出していただくとともに、各種資料の提出が必要となります。

※令和5年10月1日以降の認定申請分から、新型コロナウイルス感染症の発生に起因するセーフティネット保証４号は、資金使途が借換（借換資金に追加融資資金を加えることは可）に限定されております。ご確認のうえ、ご申請ください。

申請に必要な書類一式

1. 認定申請書２通

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ４号 | 通常の様式例　（新型コロナウイルス感染症） | 様式第４－② |
| 創業者等運用緩和の様式例 |  |
| ①最近１ヶ月と最近３ヶ月比較 | 様式第４－③ |
| ②令和元年12月比較 | 様式第４－④ |
| ③令和元年10-12月比較 | 様式第４－⑤ |

２．山鹿市で事業を営んでいることが分かる書類（商業登記簿謄本の写し等）※

３．認定要件を満たす売上高の減少がわかる資料（月別売上表・売上台帳等）

４．決算報告書の写し（該当年分）創業間もない方は提出不要

５．委任状（金融機関等ご本人様以外の申請の場合）

６．その他　追加書類が必要な場合があります。

　　※創業間もない方は開業日の確認できるもの

　　**個人事業主・・・開業届（税務署）**

**法人・・・商業登記簿謄本の写し**

（留意事項）本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

お問い合わせ先：山鹿市商工課（電話０９６８－４１－５６９８）